

あきる野市立秋多中学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会はあきる野市立秋多中学校同窓会と称し、卒業生及び同校関係者をもって組織する。
- 第 2 条 本会の本部は、あきる野市立秋多中学校内におく。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。
- 1 母校諸事業の後援
 - 2 会員相互の親睦を図る事業
 - 3 その他目的達成のための事業

第 2 章 会員及び役員

- 第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。
- 1 正会員 母校卒業生
 - 2 特別会員 母校職員、旧職員
- 第 6 条 本会に次の役員をおく。
- 1 名誉会長 1名 名誉会長は本会に対し助言し諮問に応ずる。
 - 2 相談役 若干名 相談役は本会に協力、助言をする。
 - 3 会長 1名 会長は本会を代表し、一切の事務を統括する。
 - 4 副会長 若干名 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - 5 会計 1名 会計は本会の会計に関する事務を行う。
 - 6 運営委員 30名以内 運営委員は執行機関として本会の会務を分担し推進する。
 - 7 会計監査 2名 会計監査は本会の会計事務を監査する。
- 第 7 条 役員は次のとおり選出される。
- 1 名誉会長 学校長とする。
 - 2 相談役 会長職歴任者とする。
 - 3 会長 正会員の中より相談役が推薦し、役員会の承認を得る。
 - 4 副会長 正会員の中より会長が推薦し、役員会で承認を得る。
 - 5 会計 正会員の中より会長が推薦し、役員会で承認を得る。
 - 6 運営委員 正会員の中より会長が推薦し、役員会で承認を得る。

7 会計監査 正会員及び特別会員の中より会長が推薦し、役員会で承認を得る。

第 8 条 役員任期は、名誉会長を除き二年とし、留任を妨げない。

第 9 条 役員に欠員が生じたときは、第七条に定められた選出方法で補充する。

第 3 章 運 営

第 10 条 本会は次の会議をもち、会議は会長が招集する。

1 総 会 本会は総会を最高決議機関とする。
ただし、場合により役員会決議をもって総会に代えることができる。

2 役員会 会長、副会長、会計、運営委員で構成し本会事業推進のために随時開催する。

第 11 条 総会では次の事項を審議する。

- 1 事業計画及び収支予算
- 2 事業報告及び収支決算
- 3 役員承認
- 4 会則の改廃
- 5 その他重要事項

第 12 条 本会は必要があれば職員をおき、事務処理をさせることができる。

第 4 章 会計及び会則

第 13 条 正会員は卒業時に入会金を原則として納入する。

第 14 条 会員からの会費はこれを徴収しない。

第 15 条 本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第 16 条 本会則の変更は、総会において出席会員の過半数の決議を必要とする。

附 則

この会則は平成22年10月9日をもって施行される。